

令和5年4月定例教育委員会議事録

開 閉 日 時	令和5年4月17日 午後1時30分開会 午後2時37分閉会	
開 催 場 所	志木市役所 教育委員会議室	
委員の出席状況	出 席	柚木博教育長、八代豊教育長職務代理者 岩澤千恵子委員、上野幸子委員、飯田昌利委員
	欠 席	なし
説明のため出席した者の氏名・職名	今野教育政策部長、成田参事兼教育総務課長、島村教育政策部次長兼学校教育課長、土崎生涯学習課長、坂口教育サポートセンター所長、竹田学校教育課副課長	
会 議 書 記	浦野教育総務課主査	
傍 聴 人	0人	
会 議 内 容	<p>議 題</p> <p>第15号議案 志木市特別支援教育就学奨励費支給規則について</p> <p>第16号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について</p> <p>第17号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 専決処分について（志木市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則）</p> <p>(2) 専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則）</p> <p>(3) 専決処分について（令和5年度学校運営協議会委員の任命）</p> <p>その他</p>	

審議内容（発言者、発言の要旨）

○**柚木教育長**

令和5年4月定例教育委員会会議の開会を宣す。

議事録署名委員に八代教育長職務代理者を指名した。

会議書記に浦野主査を指名した。

3月定例教育委員会議事録を各委員に諮り、承認された。

◎**教育委員会報告**

○**今野教育政策部長**

令和5年3月定例教育委員会以降の教育委員会の主な動きを報告する。

- ・ 3月17日 小中一貫教育推進委員会
朝霞地区交通安全協会ランドセルカバー等贈呈式
- ・ 3月20日 志木市議会定例会閉会日
政策推進会議
- ・ 3月22日 臨時庁議
- ・ 3月23日 市内小学校卒業式
- ・ 3月24日 市内小・中学校修了式
- ・ 3月25日 志木第二中学校吹奏楽部定期演奏会
- ・ 3月26日 志木中学校吹奏楽部定期演奏会
- ・ 3月27日 トラック協会朝霞支部防犯ブザー贈呈式
上尾市における部活動地域移行モデル事業報告会
- ・ 3月28日 当初教職員人事異動に係る教育長面談
- ・ 3月31日 退職校長辞令交付式
市職員退職辞令交付式
- ・ 4月 3日 市職員辞令交付式
教職員辞令交付式
定例庁議
- ・ 4月 4日 朝霞地区四市合同教育長等顔合わせ会
- ・ 4月 6日 南部教育事務所当初教育委員会訪問
- ・ 4月 7日 栄養士研究協議会
- ・ 4月 9日 志木市民剣道大会開会式
- ・ 4月10日 市内小・中学校始業式・入学式
- ・ 4月11日 定例校長会議
- ・ 4月13日 八ヶ岳自然の家開所挨拶まわり
朝霞地区教育委員会連合会理事会
- ・ 4月14日 埼玉県都市教育長協議会総会・情報交換会
- ・ 4月15日 八ヶ岳自然の家開所
- ・ 4月16日 志木市野球連盟総合開会式

教育長発議

○柚木教育長

第17号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について、及び報告事項(3)専決処分について(令和5年度学校運営協議会委員の任命)は、人事案件であるため、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを発議する。

教育長の発議を受けて採決した結果、第17号議案、及び報告事項(3)については、志木市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の規定により、会議を公開しないことを議決した。

○柚木教育長

第17号議案、及び報告事項(3)については、非公開案件であるため会議の最後に審議することとしてよいか。

○全委員

了承する。

◎第15号議案 志木市特別支援教育就学奨励費支給規則について

○柚木教育長

第15号議案 志木市特別支援教育就学奨励費支給規則について、説明を求める。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

特別支援教育就学奨励費の支給に関し、これまで国の基準の二分の一を支給していたが、市で規則を定めていなかったことから、ここで改めて必要な事項を定めたく提案するものである。

○飯田委員

「収入額・需要額調書」という様式は、太枠の中に書いていただくということか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

太枠の中を埋めて申請いただく。これまでも同じように提出していただいていたものになる。

○上野委員

ご家庭にはどのように周知されているのか。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

特別支援学級所属のお子さんに、4月当初に全てお配りできるようにしている。

○**柚木教育長**

他に質問はあるか。

○**全委員**

なし。

○**柚木教育長**

第15号議案 志木市特別支援教育就学奨励費支給規則については、原案のとおりでよろしいか。

○**全委員**

異議なし。

○**柚木教育長**

第15号議案 志木市特別支援教育就学奨励費支給規則については、原案のとおり可決された。

◎**第16号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について**

○**柚木教育長**

第16号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、説明を求める。

○**島村教育政策部次長兼学校教育課長**

平成22年に規則として制定されているが、今回、新入学学用品費を小学校・中学校ともに3,000円増額したいので、その金額を変更するため、提出するものである。

○**八代教育長職務代理者**

金額変更は、昨今の物価高の影響を受けているものなのか。それとも、何年かに1回改訂があるものなのか。

○**島村教育政策部次長兼学校教育課長**

国の基準が変わったため、それに揃えて変更する形である。

○**竹田学校教育課副課長**

毎年国の方で、生活扶助を受けている方が受ける要保護児童生徒援助費補助金の予算単価について見直しがあり、それを基準に市の就学援助費を変更する。今年度は新入学児童生徒学用品費、昨年度はオンライン学習通信費の見直しがあった。今回の見直しについては、物価高の影響については不明であるが、ランドセルなど新入学の準備費用などがかかることで、金額が上がったところである。

○**柚木教育長**

他に質問はあるか。

○**全委員**

なし。

○**柚木教育長**

第16号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則については、原案のとおりでよろしいか。

○**全委員**

異議なし。

○**柚木教育長**

第16号議案 志木市就学援助費支給規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決された。

◎**報告事項（1）専決処分について（志木市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則）**

○**成田参事兼教育総務課長**

法改正に伴い、各自治体で定めていた規則が法律の中で定められることになったため、当該規則を廃止するものである。当該規則の廃止については、3月議会閉会後から4月1日までの間に教育委員会を開く暇がなかったので、教育長の専決処分とし、報告するものである。

○**飯田委員**

これは、国の基準に準ずるので、各市町村での規則はいらなくなり、廃止となったことで間違いはないか。

○**成田参事兼教育総務課長**

お見込みのとおりである。

◎**報告事項（2）専決処分について（志木市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則）**

○**成田参事兼教育総務課長**

本規則の改正内容については、「小中一貫教育コーディネーター」と「学校図書館事業推進アドバイザー」を配置するもの、また、最低賃金法が10月に改正される見込みがあるので、その改正に合わせてあらかじめ報酬について改正するものである。改正にあたっては、3月議会閉会後から4月1日までの間に、教育委員会を開く暇がなかったので、教育長の専決処分とし、報告するものである。

○岩澤委員

教育サポートセンターの教育相談員は、大学院を出ている方が多いと思う。大学院を出た方の報酬が、規則に記載されている額では、なかなか生活が難しいと考えられる。本市の相談員のなり手がいない原因の一つに、低賃金というのがある。市の財政が厳しい中ではあるが、もし見直せるのであれば、優秀な人材に来ていただけるよう見直していただくことはできないか。

○成田参事兼教育総務課長

他の職種とのバランスを取りながら、考えていきたい。

○柚木教育長

高度で専門的な知識が必要な職でもある。報酬を設定するとき、職務の性質を考えてやっていると思うが、ご意見も踏まえて検討していければと思う。

○上野委員

別表第2と第3の違いは何か。

○成田参事兼教育総務課長

別表第2は栄養士、臨時教員等の職種、別表第3はそれ以外の職種で、事務補助員などが入っている。

○柚木教育長

その他に別表第1もあるが、職務の性質によって3つに分かれているところである。

◎その他 元気に育つ志木っ子条例のアンケート調査結果について

○土崎生涯学習課長

元気に育つ志木っ子条例の制定後5年が経過し、効果測定としてアンケート調査を実施したので結果を報告する。アンケート調査は昨年7月に実施し、対象は市内全学校の小学3年生から中学3年生までの4,413人、回答率は91.1%であった。その回答内容について、抜粋して説明する。はじめに、条例の認知度は40.6%で、一定の周知は進んでいるが、まだ6割近くの児童生徒は知らないという結果となったため、今後も学校の協力を得ながら事業展開を進める必要がある。次に各家庭でのインターネット等の使用のルールについては、「ある」と回答した割合が76.9%と前回は大きく上回っており、条例の理解は深まったと考えられる。スマホ等の1日の使用時間については、前回は「1時間以内」という回答が最も多かったが、今回は「2時間以内」が最も多く、「3時間以上」も前回より上昇しており、また、別の問いで「視力が落ちた」「夜ねる時間が遅くなった」等の実態も明らかになっており、児童生徒の身体に与える影響が懸念される。スマホ等を利用して困ったことについては、一番多かった回答は「ない」であったが、「迷惑なメールがきた」「ラインなどでいじめにあったり、なかまはずれにされた」等、憂慮すべき回答も見られた。また、インターネットで知り合った人から「会おう」と誘われたことがあるかの間については、70人が実

際に会ったと答えている。そのうち48人は小学生の回答であり、質問の趣旨を理解していなかった可能性もあるが、結果については重く受け止め、今後も危険性を丁重に指導していく必要があると考えている。アンケート調査の結果は先日の校長会で説明し、引き続きの協力をお願いしたほか、市のホームページに掲載し、さくらメールにホームページのQRコードを付けたものを送付する予定である。

○八代教育長職務代理者

条例についてのリーフレットを全戸配布していたと思うが、条例の認知度が少ない原因はわかっているのか。

○土崎生涯学習課長

毎年、全校で情報モラル講演会を行い、その中で条例についての話をしてもらっているところで、細かい原因がわからない。ただ、条例の詳細までは知らないが、インターネット等の危険性は知っていると思われるところである。

○柚木教育長

利用のルールはあるかの問いに8割近くが「ある」と回答をしているので、条例は知らないけど、ルールは作っているという認識になると推測される。条例を知っているかという問いの受け取り方がいろいろあったのかもしれない。

○八代教育長職務代理者

家庭内で話をしているとは思いますが、使用時間は増えてきているので、機会があったらその辺りを特に研修会等の機会でお話ししてもらおうとよいと思う。

○土崎生涯学習課長

特にコロナ禍になってから、家庭にいる時間が増え、インターネット等を見る時間が増えたというのがある。身体に与える影響が大きくなっているので、家庭でのルールを定めることが重要と考えているので、各ご家庭にご協力いただけるようお願いしていきたい。

○飯田委員

現在までに、スマホ等で実際に小中学生が被害にあったような事例はあったのか。

○土崎生涯学習課長

生涯学習課では、今のところ、大きな問題があったという情報は入っていない。

○柚木教育長

今は、リアルな世界でのいじめよりも、インターネットを使ったいじめ等の問題の方が件数的に多くなっている。

○島村教育政策部次長兼学校教育課長

ネットいじめや、いじめまでにはなっていない誹謗中傷、例えばライングループの中で悪口を言ってしまっ問題になる等については、増えてきているところである。

事務局より、次回定例教育委員会の日程を確認する。

○**柚木教育長**

公開による議事は終了とし、これより非公開とする。

◎**第17号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱について**

※第17号議案については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、審議結果を除き、公表しない。

第17号議案 志木市就学支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決された。

◎**報告事項（3）専決処分について（令和5年度学校運営協議会委員の任命）**

※報告事項（3）については、志木市教育委員会会議規則第19条第3項に基づき、公表しない。

○**柚木教育長**

他になれば、これをもって令和5年4月定例教育委員会を閉会する。

教育長

会議録署名委員

(※署名は元本)